

医学生のための九州法医学合同ワークショップ



医学部に入った皆さんにとって「法医学」とはどんな存在でしょうか？昔から法医学をテーマにしたドラマや作品があり、一般にも知られる分野となりましたが、医学部から見ても難解、かつ、シリアスで、近づきがたく、多くの医学生からは「数ある科目のうちの一のとつ」と位置付けられているかもしれません。

しかし、医師はご遺族の要求があれば、その方の死亡診断書を書かなくてはなりません。あるいは、一人暮らしの部屋の中で亡くなったという人の検案を依頼されることもあるかもしれません。臨床医を目指す医学生にとっても、法医学は臨床にはあまり関係がない……と片付けることができない分野なのです。

『医学生のための九州法医学合同ワークショップ』（以下、ワークショップ）は、法医学という分野にもっと気軽に興味を持ってほしい、という狙いから始まりました。今

回で6回目の開催。文部科学省の支援事業の一つとして、長崎大学・福岡大学・久留米大学の三大学の医学部法医学教室が共催しています。今回は、2015年11月21日～22日に長崎大学坂本キャンパスで開催されたワークショップの様子をお伝えします。

ワークショップはタイトルこそ「九州合同」と銘打っていますが、北は北海道から南は沖縄まで、東西南北の1000名を超える医学生が長崎に集まっていました。学年も1年生から6年生、大学院生と様々です。著名な教授や先生方も同様に全国からいらしており、法医学を学ぶ場として全国レベルの会と言えるでしょう。

このワークショップの大きな目玉のひとつが、1日目に出される『症例クイズ』と、それに対する2日目のグループ発表です。今年も例年のごとく、「突然死の症例」「腐乱死体」の2つの症例について、振り分けられた

グループごとに死因や死亡推定時刻などを検討しました。グループは1グループ20名程度で、各大学の学生がバランスよく散らばるように組んでありました。各グループの部屋を回ってみると、数人が立ち上がって白熱した議論をしているグループあり、リーダー・書記など役割を決めて効率的に進めているグループあり、教科書や自作プリントをひっくり返しながらいワイワイと話し合っているグループあり……と、実にグループの個性が感じられました。2日目の発表では、同じ症例に対し、病死と判断したグループと他殺と判断したグループがあり、なかなか一筋縄ではいかない良問だったようです。この症例クイズは法医学の授業を終えている4年生以上を対象で、3年生以下の参加者には別会場で法医学の紹介や、長崎大学法医学教室の見学ツアーが行われました。特に、3年生の部屋は盛り上がり、時間終了してしまっただけでウワサも……。

さて、今回のワークショップのもうひとつの目玉が、『他領域から見た法医学』でした。「行政」「警察」「弁護士」「検事」という、法医学と関わりが深い4つの領域の演者から、法医学との接点についてお話しいただく企画でした。

「行政」の立場からは、東京都福祉保健局の小竹桃子先生が、東京都における死因究明制度についてお話しされました。東京都には監察医制度がありません。終戦後、特に詳

しく調べられることのないまま「餓死」とされる人が多かった時代に、「本当にこの人たちは餓死したのか？」という社会的疑問から、東京大学と慶応大学に検案が委託されたところから、監察医制度がスタートしたそうです。行政が行う行政解剖の意義は大きく二つあります。まず、死因統計の正確性の確保、そして、犯罪死の見逃し防止です。二点目については、

事故・自殺に見せかけた殺人事件はもちろん、最近ではガス周辺機器メーカーの不良製品による死亡事故が記憶に新しいところですが、東京都監察医務院には常勤医が12名、非常勤が55名もいるようですが、検案は年13000件、解剖は年20000件を超えるため、人手不足とか。確かに、一日換算するとすごい数です。日本トップレベルの施設として、「人が受ける最後の医療」である法医学が利用されているのです。

「警察」の立場からは、長崎県警察本部元検視官室長である中根純一郎警視より、長崎大学法医学教室との連携について教えていただきました。長崎県では死者が年16000人おり、そのうち1500体強が検視されるそうです。長崎大学では「研究員」としてポストを得た検視官付きの方がCT撮影を行い、医師に読影・最終診断を依頼するなどしています。これは全国的に見てもなかなか珍しい連携だそうですが、ご遺体の死因究明を目的とした取り組みです。中根警視は、

CTは今では検視に不可欠なものであるとお話しされ、「検視官のCT中毒」という池松教授の言葉を自ら紹介されています。事実、CTからの情報は死因判定の正確性向上のみならず、DNAや歯型に次ぐ新たな身元確認方法となっているそうです。

「弁護士」の立場からは飯田直樹法律事務所の飯田直樹先生、「検事」の立場からは長崎地方検察庁の竹山翔悟検事が、それぞれのこれまでのご経験と法医学との接点についてお話しくださいました。飯田先生は、被害者遺族が一番知りたいことは、「事件がなぜ起こったのか」「いったいどんな事件だったのか」であると教えてくださいました。もし法医学がなければ、まさに死人に口なし、裁判は被告に有利になってしまうのです。池松教授が被害者側の証人として出廷し、法医学的に事件の詳細を明らかにした結果、それが事実認定され被告の罪が認められた、という実際の裁判のお話は、社会や私たち一般市民にとつての法医学の意義深さを感じさせてくれました。

一方、法医学は検事の方とも関わりがあります。竹山検事のお言葉を借りれば、「司法解剖は捜査の出発点」だそうです。被疑者だけでなく目撃者を含め、生きて

いる人間は間違

うことがあるし、嘘をつくことができます。しかし、ご遺体・被害者の所見は客観的事実である、ということ……竹山検事はこれを常に念頭に置いて、関係者の証言による先入観を持たず、客観的事実を踏まえて捜査上の判断するよう努めておられるとのことでした。

どの領域も確かに医学に近いものですが、こういった方々に会う機会はほとんどないため、この企画は参加者の方からもとても好評だったようです。さて最後に、このワークショップの魅力として、「全国の医学生・先生方と知り合いになれること」を挙げたいと思います。私も運営のお手伝いをしつつ、ちゃっかり旭川医大や北里大学、新潟大学の学生さんたち・先生たちと親交を深めました。夜の懇親会と二次会は大変な盛り上がりでしたよ（さらに三次会もいくつか開催されていたとか）。きちんと真面目なディスカッションもしつつ、垣根のないフランクな交流もたっぷり！こうしたところから社会に貢献できる人や人間関係、環境が生まれてくるような気がしました。

